

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正（案）について

ご意見をお寄せください

市は、「大和市寄附条例」及び「大和市基金条例」について、一部改正を進めています。このたび、その改正（案）がまとまりましたので、皆さんの意見を募集します。

1. 募集期間

令和7年12月15日（月）～令和8年1月15日（木）（必着）

2. 提出方法

任意の書式に、氏名、住所、意見を記入し、直接持参、郵送、FAX
又は市ホームページからの電子申請にて下記へ提出

3. 提出先

〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1

大和市役所本庁舎3階 政策総務課

（FAX）046-261-4592

（電子申請 URL）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113907



※直接持参の場合は、土・日曜日、年末年始及び祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付けます。

※電話・窓口等での口頭によるご意見は受け付けません。

※市民参加推進条例の規定により、意見書には、必ず住所・氏名を明記してください。
記載がないと受け付けることができません。

4. 回答方法

寄せられたご意見は、市の考え方とともにホームページなどで公表します。

※個々のご意見に直接回答はいたしません。

5. 資料の閲覧場所

市役所政策総務課（市役所本庁舎3階）、情報公開コーナー（本庁舎1階）、大和市保健福祉センター、各分室・連絡所、各学習センター、各コミセン、各図書館
※市のホームページにも掲載しています。

6. 問合せ先

大和市役所本庁舎3階 未来政策部 政策総務課 (TEL) 046-260-5302

資料

・「大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正（案）について」

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部改正（案）について

1. 背景等

- 本市は、寄附の使い道等に関するルールを明確に定めるため、平成19年に「大和市寄附条例」（以下「寄附条例」といいます。）を制定しました。また、これに併せて「大和市基金条例」の全部改正を行いました。
- 現行の寄附条例は、寄附を市民参加の一形態と捉えた制度設計となっており、寄附者の意向を把握できるよう、使途を細分化して設定しています。
- しかし、条例制定当時と比べて行政課題が変化していることから、使途を見直し、持続可能な財政運営に向けて、貴重な自主財源である寄附をさらに有効活用できるようになります。
- また、ふるさと納税制度の国民への急速な広がりにより、寄附総額に対し市外在住者からの寄附の割合が大きくなっていることにも対応する必要があります。

2. 改正に向けての考え方

- これまでのご寄附や、ふるさと納税制度の趣旨である「自治体＝大和市を応援する」目的でなされた寄附について、積極的かつフレキシブルな活用が図れるよう、寄附を活用する事業及び寄附金を管理する基金を見直します。

3. 改正内容

(1) 大和市寄附条例

- 目的規定にて、本市を応援するためになされた寄附の活用を図ることを明記するとともに、「本市の持続可能な発展に寄与すること」を新たな目的として加えます。
- 寄附を活用する事業と、それに対応する基金を再編します（別紙のとおり）。
- 寄附者が寄附の活用先をより限定したい場合に、その希望に応じて現年度の事業費への充当を柔軟に実施できるように規定します。
- 市が今後クラウドファンディングを実施することを視野に、使途を指定した寄附募集を可能とする規定を加えます。

(2) 大和市基金条例

- 現行の基金を再編し、新たに「大和市応援基金」を設置します（別紙のとおり）。
- 寄附を活用する事業として新設する「市民生活・商工農・まちづくり事業」との混同を避けるため、既存の「まちづくり基金」の名称を「施設整備基金」に改めます。
- 附則において、廃止する基金は令和8年9月30日までは存続するとともに、同日後に残存する現金及び有価証券は「大和市応援基金」に編入する旨を規定します。

4. 今後の予定

R7.12.15～R8.1.15	意見公募手続
R8. 1	教育委員会への意見聴取
R8. 2	議案提出
R8. 4	改正条例施行

<現行の寄附の使い道と対応する基金>

寄附の使い道(18事業)	対応する基金(11基金)
(1) 地域コミュニティに関する事業	① 新規施策推進基金
(2) 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例に基づく市民活動の推進に関する事業	② 新しい公共を創造する市民活動推進基金
(3) 学校教育の充実に関する事業	① 新規施策推進基金
(4) 奨学金給付に関する事業	③ 奨学基金
(5) 青少年の健全育成に関する事業	④ 青少年健全育成基金
(6) 防災の推進及び消防体制の充実に関する事業	① 新規施策推進基金
(7) 農業振興に関する事業	⑤ 農業振興基金
(8) 保健福祉の充実に関する事業	⑥ 保健福祉基金
(9) 国際化推進に関する事業	⑦ 国際化基金
(10) 生涯学習の振興に関する事業	⑧ 生涯学習振興基金
(11) 図書資料の整備に関する事業	① 新規施策推進基金
(12) スポーツ振興に関する事業	① 新規施策推進基金
(13) 文化会館の建設に関する事業	⑨ 文化会館建設基金
(14) 芸術及び文化活動の振興に関する事業	⑩ 文化振興基金
(15) 循環型社会の形成に関する事業	① 新規施策推進基金
(16) 自然環境の保全、緑化の推進に関する事業	⑪ みどり基金
(17) 景観形成の推進に関する事業	① 新規施策推進基金
(18) その他目的達成のために市長が必要と認める事業	① 新規施策推進基金

<再編後の寄附の使い道と対応する基金>

寄附の使い道(9事業)	対応する基金(4基金)
(1) 大和市応援事業	
(2) 子ども・子育て支援事業	
(3) 教育充実・奨学金給付事業	① 大和市応援基金
(4) 保健福祉の充実事業	
(5) 生涯学習・スポーツ振興事業	
(6) 市民生活・商工農・まちづくり事業	
(7) 市民活動の推進事業	② 新しい公共を創造する市民活動推進基金
(8) 芸術及び文化活動の振興事業	③ 文化振興基金
(9) 自然環境の保全及び緑化の推進事業	④ みどり基金

※①「大和市応援基金」で管理運用する寄附金は、(1)～(6)の事業ごとに内訳管理を行います。

※(1)「大和市応援事業」は、使途を特に指定しない場合に選択いただくものです。

※(6)「市民生活・商工農・まちづくり事業」は、産業、つながり・にぎわいづくり、市民の暮らしやすさ、防災、消防、生活環境、インフラ、どんなまちにしたいかといった観点で、ソフト・ハード両面に活用していきます。